

陸前高田市デジタル地域通貨導入業務委託事業者選定公募型プロポーザル 質問回答一覧表

番号	関連資料		関連項目		質問	回答
1	全般				想定するおおよその加盟店数はどの程度か。	現時点で明確にお示しすることは困難ですが、概ね200店舗程度を想定しております。
2	実施要項	4頁	4プロポーザルに関する手続	(1)プロポーザルへの参加	ア事業者等の概要が分かる書類として「財務諸表」とあるが、それ以外に登記事項証明書、納税証明書(その3の3)の添付も必要か。	財務諸表以外の書類については、任意様式としておりますが、例えば企業紹介パンフレット等、既存の資料で事業者等の概要が分かるものであれば、かまいません。それらの書類が無い場合は、登記事項証明書を添付願います。なお、納税証明書の提出は不要です。
3	実施要領	7頁	5受託候補者の決定方法について	(2)第2次審査	「プレゼンテーションは、既に提出した企画提案書を用いた口頭による説明又はプレゼンテーションソフト、デモンストレーションを使用した説明とし、追加資料を使用した説明は認めない。」とあるが、動画の放映は可能か。	動画の内容が、システムのデモンストレーションに該当するもの(システムの操作方法、実際の操作手順等)であれば、放映は可能です。
4	実施要領	7頁	5受託候補者の決定方法について	(2)第2次審査	「プレゼンテーションは、既に提出した企画提案書を用いた口頭による説明又はプレゼンテーションソフト、デモンストレーションを使用した説明とし、追加資料を使用した説明は認めない。」とあるが、プレゼンテーション用に別途スライド資料等を新規作成して投影することは「追加資料」に該当するか。また、当日の説明イメージについて、事前に提出した「企画提案書」をスクリーン等に投影して説明することを想定しているのか、それとも原則は口頭説明とし、補助的に「補足資料」を投影して説明することを想定されているのか。	スライドで投影する資料は、基本的には「企画提案書」の内容とし、補足として「補足資料」の内容を投影して説明いただくことを想定しています。企画提案書及び補足資料に記載の無い内容については、スライド資料より投影すること及び口頭により説明することは可能ですが、紙資料として配付することは「追加資料」に該当し、行うことができません。
5	実施要領	7頁	5受託候補者の決定方法について	(2)第2次審査	「プレゼンテーションは、予定管理技術者が行うものとする。」とあるが、予定管理技術者とは、導入業務に係る担当者の中で相違ないか。	お見込みのとおり、実際に本業務に携わる担当者(システムの構築を担う技術者又は業務履行時に本市との窓口となる者)が実施してください。
6	基本仕様書	1頁	1一般事項	(3)地域通貨の利用が想定される事業	地域通貨の利用が想定される事業 に関して、プレミアム商品券事業は「給付総額:150,000 千円」とあるが、現時点では、チャージを想定していないとの認識で相違ないか。また、チャージを想定する場合、チャージ金額が150,000 千円に含まれるか。	プレミアム商品券事業については、チャージ想定とし、全体で300,000千円のチャージに150,000千円のプレミアム分付与(プレミアム率50%、流通総額450,000千円)として見積を提示願います。
7	基本仕様書	1頁	1一般事項	(3)地域通貨の利用が想定される事業	プレミアム商品券事業について、利用者が購入(チャージ)することを想定しているか、カードに残高を入れて市から給付することを想定しているか、どちらを想定しているか。	プレミアム商品券事業については、チャージ想定とし、全体で300,000千円のチャージに150,000千円のプレミアム分付与(プレミアム率50%、流通総額450,000千円)として見積を提示願います。
8	基本仕様書	2頁	2業務内容	(3)加盟店向け対応	加盟店の募集は市で行うとの認識でよいのか。	お見込みのとおり。

陸前高田市デジタル地域通貨導入業務委託事業者選定公募型プロポーザル 質問回答一覧表

番号	関連資料		関連項目		質問	回答
9	基本仕様書	3頁	3委託料	(1)費用区分	イ従量経費にあるチャージ手数料について、提示方法はどのようにすればよいか。	対応可能なチャージ方式それぞれについて、プレミアム商品券事業を想定し、市民1人当たり1回30,000円をチャージし、チャージ人数10,000人(チャージ総額30,000円)、プレミアム率50%(流通総額450,000千円)となる場合を想定して記載願います。
10	基本仕様書	5頁	5納品物		専用カード発行費用について、17,000 枚の単価を記載する想定しておりますが、相違ないか。	お見込みのとおり、17,000枚の専用カードを作成する際の1枚当たりの単価を記載してください。
11	基本機能要件	1頁	共通事項	問合せ機能	問合せ機能について、外部サービスをアプリ上にリンク設定し、問合せが行えることを想定しているが、対応可否はどうか。	ご質問の場合、仕様書別紙1について、対応可否は「○」とし、対応状況を右欄に記載の上提出願います。
12	基本機能要件	1頁	アプリ機能要件	地域通貨ポイント管理	地域通貨ポイントの種別として、『「①利用者支払い型ポイント」「②自治体付与型ポイント」が利用でき、それぞれ加算・減算ができること。』との記載があるが、管理体系として、①利用者がチャージして利用する残高(電子マネー残高)※有効期限延期延長型、②お買物ポイント/通常自治体ポイント※有効期限延期延長型、③自治体付与型ポイント※有効期限制限型という整理をした場合、基本仕様書1一般事項の(3)2、3の事業は、まとめて②に管理されるような運用でも問題ないか。 ※2、3どちらのポイントとして付与しているかの管理は可能だが、②に入ったポイント残高の有効期限、利用可能店舗は、②内で共通となる前提となる。	ご質問中、「②通常自治体ポイント※有効期限延期延長型」と「③自治体付与型ポイント※有効期限制限型」の区分が必ずしも明らかではありませんが、本市としては、自治体から付与する有効期限が制限されたポイントを複数事業で付与した際に、事業別に有効期限の設定ができることを想定しております。 なお、事業ごとのポイント管理について制限がある場合は、基本機能要件の75行目に、詳細な要件を記載願います。
13	基本機能要件	2頁	アプリ機能要件	地域通過ポイントの加算	実装状況欄に「チャージ方法(クレジットカード決済・銀行口座・ATM・加盟店窓口・市役所窓口等)を記載すること。」とあるが、想定チャージ額及び流通額が示されないと費用算出できない。各種チャージ方法の実装自体について、本年度は行わず、来年度以降貴市で検討するものであり、上記理由から金額を除いて、対応可能なものだけを回答すれば良いという理解で良いか。	対応可能なチャージ方式それぞれについて、プレミアム商品券事業を想定し、市民1人当たり1回30,000円をチャージし、チャージ人数10,000人(チャージ総額30,000円)、プレミアム率50%(流通総額450,000千円)となる場合を想定して記載願います。
14	基本機能要件	2頁	アプリ機能要件	地域通貨ポイントの加算	「ユーザーごとにプレミアムの追加付与回数や上限額が設定できること。」とあるが、利用者1人あたりの付与回数や上限額の設定ができることという意味であり、個人ごとに、付与回数や上限設定が異なる値を設定するということではないとの認識で良いか。	将来的な施策として、例えば市民以外にもシステム導入を図り、観光客の誘致を促進するため、市民以外のみにポイントを付与することや、子育て世代等や高齢者向け給付など、一定の属性のみにポイントを付与する機能の追加を検討した場合、システムとして対応可能かどうか、記載願います。

陸前高田市デジタル地域通貨導入業務委託事業者選定公募型プロポーザル 質問回答一覧表

番号	関連資料		関連項目		質問	回答
15	基本機能要件	2頁	アプリ機能要件	地域通貨ポイントの加算	「加盟店独自のポイント付与機能又は加盟店を限定したポイント付与機能について、実装が可能であること。」とあるが、加盟店独自のポイント付与機能とは、特定の加盟店が自店舗でしか利用できないポイントを発行できるといったことを想定しているという認識で良いか。 まだ、代替手段として、特定の加盟店が自店舗でしか利用できないポイント発行するのではなく、代替として加盟店が自店舗で利用した時の還元するポイントの倍率を変更し、独自のキャンペーンを打つという仕様は問題ないか。	前段、お見込みのとおり。 なお、後段お示しいただいた代替手段については、仕様書別紙1について、対応可否は「△」とし、対応状況を右欄に記載の上提出願います。
16	基本機能要件	2頁	管理アプリ機能	決済機能	「取引により受領した地域通貨ポイントについて、システム上から自治体へ請求でき、請求は自動化できること。」とあるが、請求の自動化とは自治体側で常に把握できる環境であり、加盟店側での請求手続等が不要であるという理解でよいか。	お見込みのとおり、管理側（自治体側）で加盟店ごとのポイント使用数を把握でき、加盟店側で特段手続をとることなく、精算が実施できることが要件となっています。なお、加盟店側のシステム上で、ポイント使用数が把握できる必要があります。
17	基本機能要件	2頁	管理アプリ機能	決済機能	精算機能について、プレミアム商品券事業以外の通常時の利用についても、手数料については自治体側が支払うという前提となり、発行元は自治体であるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
18	基本機能要件	2頁	管理アプリ機能	決済機能	「店舗への精算は手数料を引かずに行えること。あるいは任意の手数料率を設定できること。」とあるが、加盟店側からの手数料の徴収が無い場合には、自治体側から支払われると考えて良いか。併せてプレミアム商品券事業以降も、通常利用として活用する前提と考えられるが、相違ないか。	前段、お見込みのとおり、加盟店からの手数料が無い場合は、自治体が負担します。後段、お見込みのとおり、通常利用として常時活用する前提としております。
19	基本機能要件	2頁	アプリ機能要件	地域通貨ポイントの加算	加盟店を限定したポイント付与機能とは、例えば質問8で挙げた、③自治体付与型ポイントの残高を特定の加盟店でしか利用できないように制御するという認識で相違ないか。	お見込みのとおり。
20	基本機能要件	2頁	管理アプリ機能	地域通貨ポイント設定	「地域通貨ポイントを用いる事業ごとに、公的個人認証の要/不要など、ユーザーに求める認証の設定を切り替えられること。」とあるが、基本仕様書には公的個人認証の実装が要件に入っていない。この項目は、今後市が公的個人認証機能の実装を検討した際に、上記仕様の対応が可能か確認するという理解で良いか。	お見込みのとおり、現時点で公的個人認証の実装を行う予定はありませんが、システムとして対応が可能かどうか、記載願います。

陸前高田市デジタル地域通貨導入業務委託事業者選定公募型プロポーザル 質問回答一覧表

番号	関連資料		関連項目		質問	回答
21	様式一式	様式第2号			注意書きとして、「1記載した業務の契約書の写し等を添付してください。とあるが、契約書の写しは守秘義務の観点より提出が難しいため、発注者が確認できる代替書類(利用規約等)でもよいか。	守秘義務に反しない範囲で、同種業務の概要が分かる書類を提出してください。
22	様式一式	様式第2号			実績について、複数件(2件以上)記載しても問題ないか。	複数件記載してもかまいません。
23	様式一式	様式第2号			様式中「業務場所」は、システム提供元の事業者の所在地(受託者側の場所)を指すのか、あるいは提供先(発注者・自治体等)の所在地を指すのか。	提供先(デジタル地域通貨を導入した市町村)の所在地を記載してください。
24	様式一式				提出書類のうち、押印が必要な書類があるか。	本プロポーザルの実施に際し提出いただく書類については、押印の必要はありません。